

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度定期監査（第2回工事監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年3月30日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

課	指摘事項	講じた措置の内容
水道整備課	(2) 北信濃外水道管改良工事その2 ① 水道工事共通仕様書によると、掘削深さが1.5mを超える箇所においては、土留工を施工しなければならないと定めているが、土留工が施工されていない箇所があった。	① 当該工事の受注者に対し、掘削深さが1.5mを超える場合には、必ず土留工を施工するよう指導した。また、このことについて水道工事業者に対し改めて周知を行った。
下水道整備課	(2) 栄町1丁目地区下水道工事 ① 工事現場の周辺住民の生活環境への配慮、現場労働者の作業環境の改善を行うために現場環境改善費の実施内容について特記仕様書で定めているが、一部について実施されていなかった。	① 現場環境改善費の実施内容について、設計図書どおりの施工となっているかを十分に確認し、適切に行うこととした。
	(2) 栄町地区下水道工事 ① 工事現場の周辺住民の生活環境への配慮、現場労働者の作業環境の改善を行うために現場環境改善費の実施内容について特記仕様書で定めているが、一部について実施されていなかった。	① 現場環境改善費の実施内容について、設計図書どおりの施工となっているかを十分に確認し、適切に行うこととした。
	(2) 公共樹設置工事その2（高台外） ① 契約図書どおりの施工となっておらず、適切な監督、指導、措置等が実施されていなかった。 ② 工事完成検査が適切に実施されていなかったため、工事目的物が契約図書どおりの施工となっていないにもかかわらず、検査合格とし、工事の引渡しを受けていた。	① 工事監督員としての業務を適正に行うよう周知した。 ② 工事検査に当たっては、設計図書どおりの施工となっているかを十分に確認し、適切に行うこととした。

(担当：水道局経営管理課)